

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における電子情報処理組織による申請等に関する規程

令和 3 年 5 月 28 日

三重県公安委員会規程第 5 号

改正 令和 3 年 12 月 17 日 三重県公安 令和 4 年 12 月 16 日 三重県公安

委員会規程第 8 号 委員会規程第 11 号

令和 6 年 1 月 4 日 三重県公安 令和 6 年 11 月 7 日 三重県公安

委員会規程第 1 号 委員会規程第 7 号

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における電子情報処理組織による申請等に関する規程を次のように定める。

三重県公安委員会等の所管する行政手続等における電子情報処理組織による申請等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、三重県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年三重県公安委員会規則第 9 号。以下「規則」という。）第 9 条の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関して必要な事項を定めるものとする。

(電子計算機の技術的基準)

第 2 条 規則第 4 条第 1 項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(電磁的記録の措置)

第 3 条 公安委員会等は、規則第 4 条第 3 項に規定する者（同項の規定に基づき、書面等に記載され又は記載すべき事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を入力し、又は送信しようとする者に限る。）に、当該電磁的記録に当該電磁的記録を作成した年月日時を記録させることができる。

(電子署名等の代替措置)

第 4 条 規則第 4 条第 2 項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の

者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この条において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この条において「申請部分」という。）に次の各号のいずれかに該当するものを用いて接続する措置とする。

(1) ワンタイムURL（申請部分をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てるものをいう。）

(2) 申請等を行う者ごとに付与された識別符号及び暗証符号

2 規則第7条第1項に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等の同表右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

（書面の提出）

第5条 規則第4条第1項の規定により申請等を行う者が、書面等を提出しようとするときは、警察本部長が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにして提出させなければならない。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日三重県公安委員会規程第8号）

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

附 則（令和4年12月16日三重県公安委員会規程第11号）

この規程は、令和5年1月4日から施行する。

附 則（令和6年1月4日三重県公安委員会規程第1号）

この規程は、令和6年1月4日から施行する。

附 則（令和6年11月7日三重県公安委員会規程第7号）

この規程は、令和6年11月25日から施行する。

別表（第4条関係）

法令等	規定
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項、第8条第1項及び第8条の5第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において、その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）
三重県道路交通法施行細則（昭和43年三重県公安委員会規則第3号）	第10条第1項及び第2項並びに第18条
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委	第26条、第28条第2項及び第3項（第1

員会規則第6号)	号イ及び第2号イを除く。)、第31条第1項、第32条、第33条第1項並びに第41条
----------	---